

## コリンズ・テクリスの登録を義務化

甲州市

甲州市においては、令和4年度から一般競争入札の拡大により企業や技術者の実績情報がさらに必要となるため、コリンズ・テクリスの登録を義務付けします。

令和4年8月10日以降に契約する工事及び業務委託から適用としますので、登録対象となる受注者は手続きについてご注意ください。

コリンズ・テクリスとは、企業が受注した公共工事又は業務委託の実績を収集し、公共発注機関及び受注企業が利用できるようにした工事・業務実績データベースのことをいいます。

### コリンズ・テクリスの概要

システム	コリンズ (工事实績情報システム)	テクリス (業務実績情報システム)
登録を行う 工種・業種	土木一式工事、建築一式工事、電気工事、舗装工事、水道工事など	設計業務、地質調査業務、測量業務、補償コンサルタント業務など ※建築設計業務は登録対象外
登録対象 請負金額	500万円以上（税込み）	100万円以上（税込み）
技術者等	現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者	管理技術者、照査技術者、担当技術者、業務主任技術者
登録種別	受注登録、変更登録、竣工登録、訂正登録	契約登録、変更登録、完了登録、訂正登録
登録の時期 (各登録の期間には、土、日、祝日を除く)	受注登録：契約締結後10日以内 変更登録：変更があった日から10日以内 竣工登録：完成日から10日以内 訂正登録：適宜登録機関に登録申請を行う	契約登録：契約締結後15日以内 変更登録：変更があった日から15日以内 完了登録：完成日から15日以内 訂正登録：適宜登録機関に登録申請を行う

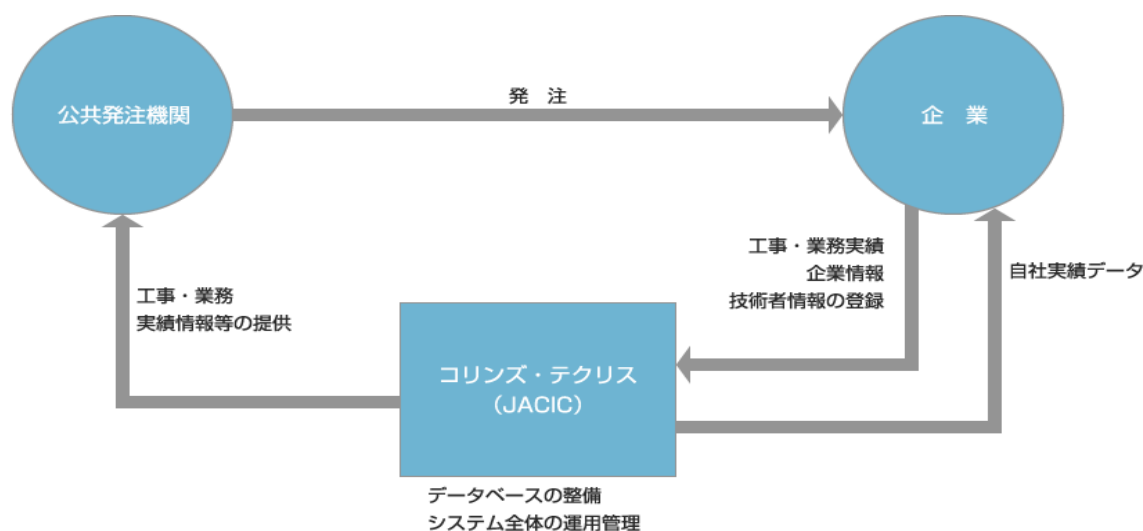
注) 建築工事はコリンズ登録の対象ですが、建築設計はテクリス登録の対象外です。

## ※コリンズ・テクリスの取扱い

- (1) 令和4年8月10日以降に契約する工事及び業務委託のうち、特記仕様書にコリンズ又はテクリスの登録について記載してあり、登録を行う工種・業種及び登録対象金額以上の場合が登録対象となりますので登録をお願いします。
- (2) コリンズの場合、請負金額が500万円未満の工事が、変更契約によって500万円以上となったときは、変更契約時に受注登録を行ってください。（テクリス：100万円以上は契約登録）  
また、変更により請負金額が500万円未満になったときは、削除処理を行ってください。（テクリス：100万円未満は削除処理）
- (3) コリンズの変更登録・竣工登録、テクリスの変更登録・完了登録については、利用料金は掛かりません。受注登録時に1回だけ料金が掛かります。ただし、間違いなどの訂正登録は1回ごとに料金が掛かります。
- (4) 受注者が作成しコリンズ・テクリスの登録機関からメールにより送られる「登録のための確認のお願い」は、監督員が内容確認と署名を行った後に受注者に返却します。コリンズ・テクリスの登録機関からメールにより送られる「登録内容確認書」は、監督員が内容確認を行います。不備等あれば訂正を指示し、再度確認を行います。（決裁等は不要）
- (5) 受注者がコリンズ・テクリスの登録に要する費用は、工事の場合は現場管理費、業務委託の場合は諸経費に含まれています。
- (6) 事務手続きの流れは、山梨県の「コリンズ登録の際の事務手続きフロー図」を添付しましたので参考にしてください（テクリスも同様です）。なお、押印については令和3年9月21日から廃止されています。

一般財団法人「日本建設情報総合センター（JACIC）」は、コリンズ・テクリスに登録された工事・業務実績情報を管理しており、企業情報、技術者情報を公共発注機関及び企業に提供しています。工事・業務実績情報は、受注企業及び従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、工事・業務実績の確認及び技術者の配置状況の確認などに利用しています。

詳細はJACICのホームページをご確認ください。



○特記仕様書 記載例

第 条 工事实績情報（コリンズ）

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、受注・変更・竣工・訂正時にコリンズから出力される「登録のための確認のお願い」等により監督員に登録確認を受けたうえ、工事实績情報を登録しなければならない。登録の期限は、受注時登録は契約後、登録内容の変更時は変更があった日から、完成時登録は工事完成后、それぞれ10日以内（土日・祝日・年末年始を除く）とする。

また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間（土日・祝日・年末年始）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

・登録先：（財）日本建設情報総合センター（J A C I C）

第 条 業務実績情報（テクリス）

受注者は、委託代金額が100万円以上の設計、測量、地質調査、補償コンサルタント業務について、契約・変更・完了・訂正時にテクリスから出力される「登録のための確認のお願い」等により監督員に登録確認を受けたうえ、業務実績情報を登録しなければならない。登録の期限は、契約時登録は契約後、登録内容の変更時は変更があった日から、完了時登録は業務完成后、それぞれ15日以内（土日・祝日・年末年始を除く）とする。

また、登録後は、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が15日間（土日・祝日・年末年始）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

・登録先：（財）日本建設情報総合センター（J A C I C）